

(議事録)

- 第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 議長及びその評議員会で選任された議事録署名者2名以上が、前項の議事録に署名若しくは記名押印する。

第6章 役員等

(役員設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- 理事 15名以上20名以内
- 監事 2名以上3名以内
- 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。
- 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とする。
- 理事長のほか、必要に応じて4名以内の業務執行理事を置くことができる。
- 業務執行理事のうち1名を専務理事とする。
- 第4項の業務執行理事をもって法人法第197条で準用する同法第91条第1項第2号の業務を執行する理事とする。

(役員等の選任)

- 第23条 理事及び監事は、別に定める役員等候補選出委員会規則に従い、評議員会の決議によって各々選任する。
- 理事長、専務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。
 - この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各理事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
 - この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数又は評議員のいずれか1名及びその親族、その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を統轄する。
 - 専務理事及び業務執行理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 理事長、専務理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、別に定める役員等候補選出委員会規則に従い、評議員会の決議によって解任することができる。
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員に対する報酬等)

- 第28条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬の基準に従って算定した額を報酬として支給する。
- 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

- 第29条 この法人に、任意の機関として、顧問5名以内を置く。
- 顧問は、この法人の発展に関して功労のあった者の中から、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
 - 顧問は、この法人の運営に関して重要な事項について、理事長及び理事会の諮問に応じて意見を述べることができる。
 - 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うに要するための費用を支払うことができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第31条 理事会は、次の職務を行う。
- この法人の業務執行の決定
 - 理事の職務の執行の監督
 - 理事長、専務理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第32条 理事会は、理事長が招集する。
- 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故若しくは支障があるときは、専務理事が理事会を招集する。
 - 理事長のほか、専務理事が欠けたとき、又は理事長のほか、専務理事に事故若しくは支障があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

- 第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故若しくは支障があるときは、専務理事がこれに代わる。
 - 理事長のほか、専務理事が欠けたとき、又は理事長のほか、専務理事に事故若しくは支障があるときは、出席した理事の互選によって議長を定める。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議等の省略)

- 第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
 - 前項の規定は、第24条第4項に規定する報告については、適用しない。

(議事録)

- 第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 出席した理事長、専務理事及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金及び残余財産の処分等)

- 第39条 この法人は、剰余金の分配を行わない。
- この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人であって、租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

- 第41条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。
- 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 会員及び会員連絡協議会

(会員)

第42条 「運動器の健康」世界運動の理念を広く国民に周知し、心身の健康増進及びQOL（Quality of Life）の向上のため、この法人の事業運営を支援する団体又は個人を会員（以下「会員」という。）とすることができる。

(会員連絡協議会)

- 第43条 この法人の事業運営について、会員で組織する会員連絡協議会を設けることができる。
- この法人は、会員に対し、会員連絡協議会を通じて「運動器の健康」世界運動の動向を伝え、国民の運動器の健康増進に関わる情報を伝達し、交換し、その普及、啓発を図る。
 - 会員連絡協議会は、原則として毎事業年度1回開催するものとし、理事長又は専務理事が議長として議事進行を図る。
 - 会員連絡協議会の運営に関して必要な事項は理事会の決議によって別に定める。
 - 会員連絡協議会は、法令及びこの定款で定める評議員会及び理事会の権限を制約することができない。

第11章 委員会

(委員会)

- 第44条 この法人は、この法人の事業運営の円滑な遂行を図るために必要があるときは、理事会の決議によって、委員会を設けることができる。
- 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。
 - 委員会は、法令及びこの定款で定める評議員会及び理事会の権限を制約する運営を行うことができない。

第12章 事務局

(事務局の設置等)

- 第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。
 - 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議によって別に定める。

第13章 補則

(規則等への委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この定款の実施のために必要な規則は、理事会又は評議員会の決議により別に定める。また、規則を実施するための細則等は理事会が定めるものとする。

(定款に定めのない事項)

第47条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令で定めるところによる。

附 則

- この定款は、平成28年3月28日から施行する。
- 平成29年12月9日 運動器の健康・日本協会と名称変更
- 平成30年7月31日 名称変更に伴い一部変更

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	場所・数量・金額等
定期預金	金 500万円